

令和6年度 第8回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和6年11月11日(月)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員(0名)				
出席推進委員(8名)	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第28号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第29号議案 非農地の現況証明について 第30号議案 農用地利用集積計画の決定について 第31号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>伊藤推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第8回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。</p> <p>本日の先導役は、議席番号17番の伊藤文夫 推進委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は12人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第1号 水田の畑地変換届について</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号10番の中村弘明委員、議席番号11番の蔵本孝広委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局をお願いを致します。</p> <p>日程3.報告事項に移ります。報告事項第1号「水田の畑地変換届について」を説明してください。</p> <p>会議書2頁です。</p> <p>報告事項第1号「水田の畑地変換届について」を説明します。</p> <p>次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。</p>

<p>4 議事 議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>(資料は 2-1 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、藤津●●。土地の所在は、大字藤津——。地目は田、面積は 323 m²です。この土地を 1mの盛土を行い、普通畑へと変換するものです。</p> <p>頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真による位置図で、中央付近に赤色で示しています。申請地の北側には、J Rの線路、その北側には舎人川、県道倉吉青谷線が東西に通っています。また、申請地の東側と南側の隣接農地である——番、——番、——番、この 3 筆は同じ所有者であり、同意書が添付されています。なお、申請地の西側隣接農地の——番の所有者は、届出人であり、この農地についても以前、水田の畑地変換届が提出されている土地です。説明は以上です。</p> <p>以上で説明が終わりました。報告事項でございますので、皆さんのご了承をお願い致しますが、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>それでは無いようですので、以上で報告事項は終わります。</p> <p>日程 4.議事に移ります。議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>会議書 3 頁です。</p> <p>議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、川上●●。譲受人は、川上●●。土地の所在は、大字高辻——。地目は、台帳 田、現況・利用状況 畑。面積は 1,009 m²です。権利取得後の経営面積は 409 アールで、売買による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図です。中央に赤色で囲っている箇所です。この航空写真の右下には●●集落が見えています。番号 1 の説明は以上です。</p> <p>再度、3 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 3-2 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、福井市の●●。譲受人は、野方●●。土地の所在は、全部で 5 筆あります。大字方地——、——、——、——、——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも畑。面積は、記載のとおりです。権利取得後の経営面積は 103 アールで、贈与による所有権移転です。譲渡人</p>
---	------------------------------------	--

<p>議案第 29 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>は福井市に居住しており、農地の管理ができないことから、この度、知人である譲受人に贈与されるものです。</p> <p>頁をめくっていただき、3-2 頁が航空写真の位置図です。右上付近に赤色で囲っている 5 筆です。申請地は、●●集落に接する位置になります。番号 2 の説明は以上です。</p> <p>以上、この 2 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり議決致します。</p> <p>次に、議案第 29 号「非農地の現況証明について」を議題とします。申請番号ごとに説明と現地確認の報告をいただきます。まずは、申請番号 1 について説明してください。</p> <p>会議書 4 頁です。</p> <p>議案第 29 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁～4-3 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、方地●●。土地の所在は、大字野方——。地目は台帳 田、現況 雑種地。面積は 1,015 m²です。20 年以上前から資材置場として使用し、現在も使用中であるとのことです。</p> <p>頁をめくっていただき、4-1 頁が航空写真の位置図です。右下付近に赤色で囲っている箇所です。申請地の北側に見えるのは、●●集落になります。</p> <p>頁をめくっていただき、4-2 頁が現地の写真です。上の写真は北西側から撮影したもの。下の写真 2 枚は、申請地の南側に隣接する町道側から撮影しています。</p>
----------------------------------	------------------------------------	---

	<p>(議長) 蔵本委員</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>次の4-3頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地を黄色で囲っています。番号1の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号11番の蔵本孝広委員より報告をしてください。</p> <p>申請地は、20年以上前から3m程度地上げをして、資材置場として使用されており、農地として復元することは困難な状況です。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>質疑は、後で一括してお受けします。次に申請番号2について、説明してください。</p> <p>再度、4頁をお願いします。</p> <p>(資料は4-4頁～4-6頁)</p> <p>番号2 申請人は、久留●●。土地の所在は、大字久留——。地目は台帳 田、現況 宅地。面積は182㎡です。平成14年に隣接する自宅の駐車場として埋め立てし、以降宅地の一部として使用しているものです。</p> <p>頁をめくっていただき、4-4頁が航空写真の位置図です。右側に赤色で細長く囲っている箇所です。申請地の北側隣接地——番が申請人の自宅になります。この航空写真の中央、東西に走っているのが国道です。</p> <p>頁をめくっていただき、4-5頁が現地の写真です。2枚とも申請地の西側に隣接する町道側から撮影したものです。</p> <p>次の4-6頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地を黄色で囲っていますのでご確認ください。番号2の説明は以上です。</p> <p>(議長) 山上委員</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号12番の山上真治委員より報告をしてください。</p> <p>この土地は、平成14年に隣接する自宅の駐車場として埋め立てし、20年以上にわたり宅地の一部として使用されています。農地に復元することは困難な状況であり、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>(議長) 事務局</p> <p>次に申請番号3について、説明してください。</p> <p>再度、4頁をお願いします。</p> <p>(資料は4-7頁～4-9頁)</p>
--	--	--

	<p>(議長)</p> <p>音田推進委員</p> <p>(議長)</p> <p>山田委員</p> <p>(議長)</p>	<p>番号3 申請人は、原●●。土地の所在は、大字原——。地目は台帳 畑、現況 雑種地。面積は 364 m²です。20 年以上前から耕作できない土地となり、周辺住民の駐車場として使用しているものです。</p> <p>頁をめくっていただき、4-7 頁が航空写真の位置図です。左側付近に赤色で囲っている箇所です。この航空写真の中央南北に走っているのは、県道であり、申請地は●●集落内に位置します。</p> <p>頁をめくっていただき、4-8 頁が現地の写真です。2 枚とも申請地の南側に隣接する町道側から撮影したものです。</p> <p>次の 4-9 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地を黄色で囲っていますのでご確認ください。参考までに、申請地から西側 2 筆目の——番については、以前、非農地証明したところになります。番号 3 の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 19 番の音田孝好推進委員より報告をしてください。</p> <p>この土地は、20 年以上前から周辺住民の駐車場として使用されています。農地に復元することは困難な状況ですので、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより一括して質疑を行います。申請番号 1 から 3 について、皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>(申請番号 3 の詳細な位置について確認。了解される。)</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、申請番号ごとに採決を行います。議案第 29 号「非農地の現況証明について」の内、申請番号 1 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 2 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 3 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
--	---	---

<p>議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 29 号「非農地の現況証明について」は、3 案件とも原案のとおり議決致します。</p> <p>次に、議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。お諮りをします。議席番号 1 番の土海政信委員、3 番の尾川寛信委員、10 番の中村弘明委員、12 番の山上真治委員、以上 4 名より申請の整理番号 1 から 3、5、13、37、44、45 の 8 案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、整理番号 1 から 3、5、13、37、44、45 の 8 案件を先に分割審議することとします。それでは、土海政信委員、尾川寛信委員、中村弘明委員、山上真治委員の 4 名は退席してください。</p> <p>(1 番 土海政信委員、3 番 尾川寛信委員、10 番 中村弘明委員、12 番 山上真治委員 退席)</p> <p>4 名の委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、総括及び分割審議の案件について説明してください。</p> <p>会議書 5 頁です。</p> <p>議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、令和 5 年改正農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条の農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。なお、公告予定日は令和 6 年 11 月 15 日です。</p> <p>(資料は、5-1 頁～5-6 頁)</p> <p>5-1 頁、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は、借人 24、貸人 44。利用権の設定期間は、田畑の合計で、3 年以上 6 年未満が 34 件で 65,960 m²、6 年以上 10 年未満が 1 件で 1,950 m²、10 年以上が 12 件で 26,776 m²です。設定作物等面積は、水田としての利用が 84,951 m²、樹園地としての利用が 5,556 m²、普通畑としての利用が 4,179 m²です。利用権設定面積率は 0.757%です。各筆明細は、頁をめくって頂き 5-2 頁以降になります。</p> <p>分割審議案件です。まずは、議席番号 3 番の尾川寛信委員関連です。5-2 頁の整理番号 1、利</p>
--------------------------------------	------------------------	---

	(議長)	<p>用権の設定を受ける者、尾川寛信です。大字光吉地内の記載の 2 筆の田を、更新で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。整理番号 2 と 3、はわい長瀬地内の記載の 2 筆の畑を、更新でさつまいも栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。議席番号 3 番の尾川寛信委員関連は以上です。</p> <p>次に、議席番号 1 番の土海政信委員関連です。</p> <p>5-2 頁の整理番号 5、利用権の設定を受ける者、土海政信です。大字埴見地内の記載の 2 筆の田を、新規で水稻栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。5-3 頁の整理番号 13、大字埴見地内の記載の 1 筆の田を、更新で水稻栽培を 6 年間、無償での使用貸借です。議席番号 1 番の土海政信委員関連は以上です。</p> <p>次に、議席番号 10 番の中村弘明委員関連です。5-5 頁の整理番号 37、利用権の設定を受ける者、合同会社●●です。大字下浅津地内の記載の 2 筆の田を、新規で水稻栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。整理番号 45、大字久留地内の 1 筆の田を、新規で水稻栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。議席番号 10 番の中村弘明委員関連は以上です。</p> <p>次に、議席番号 12 番の山上真治委員関連です。5-5 頁の整理番号 44、利用権の設定を受ける者、株式会社●●です。大字長江地内の記載の 1 筆の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。議席番号 12 番の山上真治委員関連は以上です。</p> <p>以上、分割審議案件の 4 名の「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。分割審議案件の各筆明細、整理番号 1 から 3、5、13、37、44、45 の 8 案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議している整理番号 1 から 3、5、13、37、44、45 の 8 案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、整理番号 1 から 3、5、13、37、44、45 の 8 案件は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>それでは、退席している 4 名の委員に入ってください。</p> <p>(1 番 土海政信委員、3 番 尾川寛信委員、10 番 中村弘明委員、12 番 山上真治委員 着席)</p>
--	------	---

<p>策定について</p>	<p>事務局</p>	<p>います。お諮りをします。議席番号 10 番の中村弘明委員、11 番の蔵本孝広委員、12 番の山上真治委員、以上 3 名より申請の農地番号 1 から 51、69 から 77 の案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、農地番号 1 から 51、69 から 77 の案件を先に分割審議することとします。それでは、中村弘明委員、蔵本孝広委員、山上真治委員の 3 名は退席してください。</p> <p>(10 番 中村弘明委員、11 番 蔵本孝広委員、12 番 山上真治委員 退席)</p> <p>3 名の委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 31 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」のうち、分割審議の案件、農地番号 1 から 51、69 から 77 の案件について説明してください。</p> <p>会議書 6 頁です。</p> <p>議案第 31 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、6-1 頁～6-4 頁)</p> <p>次の 6-1 頁からの農用地利用集積等促進計画案、各筆明細をご覧ください。まずは、分割審議案件です。</p> <p>議席番号 12 番の山上真治委員関連です。6-1 頁です。農地番号 1 から 25 までが該当します。地権者は記載の 13 人。土地は、大字田後地内、はわい長瀬地内の記載の 25 筆で、すべて地目は田。これら 25 筆を中間管理機構を通して、水稻栽培をするものです。契約期間は、5 年が 2 筆、6 年が 1 筆、10 年が 22 筆で、すべて無償で、株式会社●●に配分するものです。契約状況は、すべて更新です。議席番号 12 番の山上真治委員関連は以上です。</p> <p>次に、議席番号 10 番の中村弘明委員関連です。6-2 頁です。農地番号 26 から 51 までが該当します。地権者は記載の 13 人。土地は、大字光吉地内、下浅津地内、水下地内、はわい長瀬地内の記載の 26 筆で、すべて地目は田。これら 26 筆を中間管理機構を通して、水稻栽培をするものです。契約期間は、5 年が 6 筆、10 年が 20 筆で、すべて無償で、合同会社●●に配分するものです。契約状況は、すべて更新です。議席番号 10 番の中村弘明 委員関連は以上です。</p> <p>次に、議席番号 11 番の蔵本孝広委員関連です。6-3 頁の農地番号 69 から 77 までが該当しま</p>
---------------	------------	--

	<p>(議長)</p> <p>山田委員</p> <p>事務局</p> <p>山田委員 (議長)</p> <p>河井推進委員 事務局</p> <p>(議長)</p> <p>河井推進委員 (議長)</p> <p>赤井推進委員</p> <p>事務局</p> <p>赤井推進委員</p>	<p>す。地権者は記載の 5 人。土地は、大字赤池地内の記載の 9 筆で、すべて地目は田。これら 9 筆を中間管理機構を通して、水稻栽培をするものです。契約期間は、すべて 10 年で、すべて無償で、蔵本孝広に配分するものです。契約状況は、農地番号 74 と 75 が新規、その他は更新です。なお、新規の農地番号 74 と 75 について、これまでも蔵本孝広に配分されていましたが、この度、土地の名義人が変更されたことにより新規扱いとしています。議席番号 11 番の蔵本孝広委員関連は以上です。分割審議案件の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。分割審議案件の農地番号 1 から 51、69 から 77 の案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>6-1 頁の農地番号 21 の面積が 0.94 m²とありますが、畦畔程度の面積だと思われませんが、実際にこのような田んぼがあるのでしょうか。</p> <p>実際は農地番号 20 の田との一枚田んぼになっていますが、登記簿上は筆が分かれているため、表のとおり記載しています。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>中間管理機構を通して貸借した場合に、機構から耕作者に対し、何らかの補助はありますか。</p> <p>中間管理機構からの補助はありません。町の制度で担い手への支援策として、認定農業者が農地を借りられた場合には、反当、年間数千円の補助があります。</p> <p>この町の制度は、かなり歴史があります。水田のみならず、畑や樹園地も該当します。事務局からも説明がありましたが、認定農業者への支援策ということです。過去に認定農業者側から町にお願いし、制度ができたものです。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>これらの契約について、畦草刈などの管理は含まれているのでしょうか。以前から、畦草刈は地権者がするもの、耕作者がするものと問題になっています。契約には何か記載がありますか。</p> <p>中間管理機構を通しての契約ですが、畦草刈は地権者と耕作者で決めてください。契約書の裏面には、水利の管理については記載がありますが、草刈管理までは記載がありません。草刈管理については、双方で決めてもらい、追加で契約書に記載していただくこととなります。</p> <p>わかりました。</p>
--	---	---

	(議長)	<p>今の件について、これまでは耕作者が畦草刈をするのが一般的でしたが、これからは、そうは言っても受け手がいないのではないかという話から、地権者さんも畦草刈程度はしてもらいたいという話が以前出ていました。そのことを契約書に盛り込むということではありませんのでご理解いただきたいと思います。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 31 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議している農地番号 1 から 51、69 から 77 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 31 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、農地番号 1 から 51、69 から 77 の案件は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>それでは、退席している 3 名の委員に入ってください。</p> <p>(10 番 中村弘明委員、11 番 蔵本孝広委員、12 番 山上真治委員 着席)</p> <p>それでは、3 名の委員の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第 31 号の分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。</p>
	事務局	<p>分割審議以外の案件について、簡潔に説明します。</p> <p>土地の地目はすべて田で、中間管理機構を通して、すべて水稻栽培をするものです。契約状況は、すべて無償で、更新であります。それでは、配分先を中心に説明します。</p> <p>6-2 頁の農地番号 52 から 6-3 頁の農地番号 61 までの 10 筆を倉吉市の株式会社●●に配分するものです。</p> <p>6-3 頁の農地番号 62 から 68 までの 7 筆と、6-4 頁の農地番号 85 の 1 筆を、北栄町の株式会社●●に配分するものです。</p> <p>6-3 頁の農地番号 78 から 6-4 頁の農地番号 84 までの 7 筆を宮内●●に配分するものです。</p> <p>分割審議以外の案件の説明は以上です。</p>
	(議長) 下田委員 事務局	<p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>先月まではこの案件は少なかったと思います。今回増えた理由はありますか。</p> <p>中間管理機構を通しての契約が、当初契約から 10 年を経過するものが多くあり、この度更新</p>

5 その他	<p>下田委員 (議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長) 事務局</p> <p>(議長) 事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>手続きを迎えたことによるものです。ちょうど 10 年前から中間管理機構を通しての契約が始まっています。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に皆さんから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 31 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 31 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、日程 5.その他に移ります。</p> <p>(1) 11月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○11月農家相談会の日程について</p> <p>11月21日(木)午前9時～正午</p> <p>担当：⑨ 横川 力 委員、① 土海政信 委員、⑱ 岡本 章 推進委員</p> <p>(2) 湯梨浜町認定農業者協議会主催の県内視察研修の日程について、説明してください。</p> <p>○湯梨浜町認定農業者協議会主催の県内視察研修の日程については、案内文書発送済です。</p> <p>11月26日(火)午後0時30分～午後5時45分</p> <p>米子市・弓浜中央営農センター(「ねぎの学校」の取り組み)</p> <p>・時間があれば「直売所等」の見学</p> <p>※研修(バス乗車場所)への参加、または不参加について、11月12日(火)までに事務局へ報告してください。</p> <p>(3) 12月定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○12月定例総会の日程について</p> <p>12月10日(火)午後3時～</p> <p>現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理</p> <p>③ 尾川寛信 委員、⑥ 山下和子 委員、⑲ 赤井 保 推進委員</p> <p>(4) 農業委員会特別研修会(中部ブロック)の日程について、説明してください。</p>
-------	---	--

6 閉会	事務局	<p>○農業委員会特別研修会（中部ブロック）の日程については、案内文書発送済です。</p> <p>12月17日（火）13:30～15:30 会場：エースパック未来中心</p> <p>内容 ①農地利用最適化推進の取り組み（中部ブロック1委員会より）</p> <p>②食料・農業・農村政策の新たな展開方向（全国農業会議所より）</p> <p>※不参加の方のみ、12月10日（火）までに事務局へ報告してください。参加される方は、直接会場にお越しください。</p>
	(議長)	(5) 12月農家相談会の日程について、説明してください。
	事務局	○12月農家相談会の日程について
	(議長)	<p>12月19日（木）午前9時～正午</p> <p>担当：③尾川寛信 委員、④山田隆雄 委員、⑰伊藤文夫 推進委員</p> <p>項目にはありませんが、ここで、先般11月7日と8日に開催されました中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会に山下和子委員、渡邊由佳委員が参加されましたので、その報告をしていただきます。どちらかの方で報告をお願いします。</p>
	山下委員	(山下和子委員が中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会の概要等を報告)
	(議長)	次に、建議書の内容検討について、日にちが迫っていますので皆さんに協議したいと思います。
(議長)	(協議の結果、次のとおり各部会を開催し検討することに決定)	
(議長)	*農政・担い手部会 11月15日（金）午後1時30分～役場第6会議室	
(議長)	*農地対策部会 11月20日（水）午後3時～役場第3会議室	
事務局	その他に事務局から何かありますか。	
(議長)	ありません。	
(議長)	その他に皆さんから何かございますか。	
(議長)	無いようですので以上で終わります。	
(議長)	皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和6年度第8回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。	
(議長)	(閉会 午後4時35分)	